

掛川市条例第11号

掛川市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員定数条例の一部を改正する条例

掛川市職員定数条例（平成17年掛川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 <u>472人</u> (2) (略) (3) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 <u>166人</u> (4)～(9) (略)	(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 <u>491人</u> (2) (略) (3) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 <u>139人</u> (4)～(9) (略)

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。